令和6年6月1日　改定

福岡山王病院（訪問リハビリテーション）料金表

介護保険法（訪問リハビリテーション費）

○基本部分

項目	備考	単位数	利用者負担※
訪問リハビリテーション費 （1回20分以上）		308	325

○加算

加算項目	備考	単位数	利用者負担※
リハビリテーションマネジメント加算　イ（1月につき）		180	190
リハビリテーションマネジメント加算　ロ（1月につき）		213	225
医師が利用者又は家族に対し説明し、同意を得た場合		270	285
移行支援加算（1日につき）		17	18
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき）	勤続年数7年以上の者が1名以上	6	7
短期集中リハビリテーション実施加算 （1日につき）	退院(所)日又は訪問開始日から 起算して3月以内	200	211
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 （1日につき）	退院(所)日又は認定日から 起算して3月以内	240	254
口腔連携強化加算		50	53
退院時共同指導加算		600	633
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合		-50	-53

(注)費用額は表の単位数に１単位あたりの単価10.55円を乗じて算定し、利用者負担は介護保険負担割合証の割合に応じた額となります。１円未満の端数処理の関係上、負担金額はあくまで目安となります。

※記載の利用者負担は1割負担の金額となります。2割負担の方は2を3割負担の方は3を利用者負担に乗じた金額が目安とります。

○その他の費用

※ 厚生労働大臣の定める基準によるものの他に、その他必要となるものに係る費用の負担は実費負担となります。

○その他利用料に係る事項

※ 介護報酬の単位端数は四捨五入した単価を算出し、金額換算する。
※ 法定代理受領サービスに係るサービスによる保険請求及び利用者への請求は、介護報酬の告示内容に基づき請求する。
※ これらの項目については、利用者及び家族に同意を得るとともに契約を交わす。

実費負担

交通費	通常の事業実施地域内	負担なし
	通常の事業実施地域外	１回３５０円

令和6年6月1日　改定

福岡山王病院（訪問リハビリテーション）料金表

介護保険法（訪問リハビリテーション費）

○基本部分

項目	備考	単位数	利用者負担※
介護予防訪問リハビリテーション費 （1回20分以上）		298	315

○加算

加算項目	備考	単位数	利用者負担※
移行支援加算（1日につき）		17	18
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき）	勤続年数7年以上の者が1名以上	6	7
短期集中リハビリテーション実施加算 （1日につき）	退院(所)日又は訪問開始日から 起算して3月以内	200	211
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 （1日につき）	退院(所)日又は認定日から 起算して3月以内	240	254
口腔連携強化加算		50	53
退院時共同指導加算		600	633
12ヵ月超過減算		-30	-32
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合		-50	-53

(注)費用額は表の単位数に１単位あたりの単価10.55円を乗じて算定し、利用者負担は介護保険負担割合証の割合に応じた額となります。１円未満の端数処理の関係上、負担金額はあくまで目安となります。

※記載の利用者負担は1割負担の金額となります。2割負担の方は2を3割負担の方は3を利用者負担に乗じた金額が目安とります。

○その他の費用

※ 厚生労働大臣の定める基準によるものの他に、その他必要となるものに係る費用の負担は実費負担となります。

○その他利用料に係る事項

※ 介護報酬の単位端数は四捨五入した単価を算出し、金額換算する。
※ 法定代理受領サービスに係るサービスによる保険請求及び利用者への請求は、介護報酬の告示内容に基づき請求する。
※ これらの項目については、利用者及び家族に同意を得るとともに契約を交わす。

実費負担

交通費	通常の事業実施地域内	負担なし
	通常の事業実施地域外	１回３５０円

令和6年4月1日　作成

福岡山王病院（訪問リハビリテーション）料金表

健康保険法・高齢者医療確保法

項目	医療保険（健康保険法・高齢者医療確保法）における診療報酬	
	年齢等	負担割合
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 1単位20分 300点	義務教育就学前	２割
	義務教育就学後～70歳	３割
	70歳以上75歳未満	現役並み所得者以外　２割
		現役並み所得者　３割
	後期高齢者医療の対象者	現役並み所得者以外　１割
		一定所得以上　２割
		現役並み所得者　３割

実費負担

交通費	通常の事業実施地域内	負担なし
	通常の事業実施地域外	１回３５０円